

令和6年 業種別労働災害発生状況

(令和6年2月末)

稚内労働基準監督署

区分 業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年未確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計		9	9		21	21	-12	-57.1	100.0		123	123
除く鉱業計		9	9		21	21	-12	-57.1	100.0		123	123
製造業		1	1		2	2	-1	-50.0	11.1		19	19
食料品		1	1		2	2	-1	-50.0	11.1		17	17
木材木製品											1	1
紙・パルプ												
窯業・土石											1	1
金属・機械											1	1
その他												
鉱業												
土石採取業											1	1
建設業		3	3		3	3			33.3		25	25
土木工事業		1	1		2	2	-1	-50.0	11.1		11	11
建築工事業		1	1		1	1			11.1		9	9
木造建築業											3	3
設備工事業		1	1				1		11.1		2	2
道路貨物運送					3	3	-3				10	10
その他の運輸		1	1				1		11.1		1	1
貨物取扱業												
林業											2	2
漁業											15	15
商業		1	1				1		11.1		7	7
清掃業		1	1		1	1			11.1		1	1
畜産業					1	1	-1				6	6
その他の事業		2	2		11	11	-9	-81.8	22.2		35	35

※本統計は労働者死傷病報告書(休業4日以上)から集計したものであり、前年同期との比較です。

※本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。

※稚内労働基準監督署の管轄は、宗谷地方(稚内市、豊富町、猿払村、利尻町、利尻富士町、礼文町、枝幸町、浜頓別町、中頓別町、幌延町)及び留萌地方北部(天塩町、遠別町)の1市10町1村です。

令和6年 稚内労働基準監督署管内の死亡災害概要

(令和6年2月末)

No.	発生月	発生時	事故の型	起因物	業種	災害の概要
				なし		

令和6年
業種別・事故の型別労働災害発生状況 (令和6年2月末)

稚内労働基準監督署

事故の型	業種	製造業						鉱業	土石採取業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造建築業	設備工事業	道路貨物運送業	その他の運輸業	貨物取扱業	林業	漁業	商業	清掃業	畜産業	その他の事業	全産業合計
		食品	木材製品	紙・パルプ	窯業・土石	金属機械	その他																	
1 墜落・転落		1	1						1		1											1	3	
2 転倒									2	1			1		1						1		4	
3 激突																								
4 飛来・落下																								
5 崩壊・倒壊																								
6 激突され																				1			1	
7 はさまれ・巻き込まれ																								
8 切れ・こすれ																								
9 踏抜き																								
10 おぼれ																								
11 高温・低温の物との接触																								
12 有害物との接触																								
13 感電																								
14 爆発																								
15 破裂																								
16 火災																								
17 交通事故(道路)																						1	1	
18 交通事故(その他)																								
19 動作の反動・無理な動作																								
90 その他																								
99 分類不能																								
合計		1	1							3	1	1		1		1				1	1		2	9

令和6年
事故の型別・起因物別労働災害発生状況 (令和6年2月末)

稚内労働基準監督署

事故の型	起因物	11	12	13	14	15	16	17	21	22	23	31	32	33	34	35	36	37	39	41	51	52	61	71	91	92	99	合	
		原	動	木	建	金	一	車	動	動	乗	圧	化	溶	炉	電	人	用	そ	仮	危	材		自	そ	起	分	計	
		機	構	械	械	械	械	械	機	機	物	器	器	置	等	備	等	具	備	等	等	荷	等	等	物	し	能		
1	墜落・転落								1								1		1									3	
2	転倒																							4				4	
3	激突																												
4	飛来・落下																												
5	崩壊・倒壊																												
6	激突され										1																		1
7	はさまれ・巻き込まれ																												
8	切れ・こすれ																												
9	踏抜き																												
10	おぼれ																												
11	高温・低温の物との接触																												
12	有害物との接触																												
13	感電																												
14	爆発																												
15	破裂																												
16	火災																												
17	交通事故(道路)																												1
18	交通事故(その他)																												
19	動作の反動・無理な動作																												
90	その他																												
99	分類不能																												
合	計									1	2							1		1					4				9

<令和5年労働災害は50%減少、2年連続死亡災害0を達成>

1 労働災害発生状況

(1) 令和5年労働災害発生状況

令和6年2月に確認された休業4日以上労働災害件数は1件でした。

令和5年の労働災害件数は、合計で123件となり、令和4年同期の248件と比べて125件減少(-50.2%)となりました。新型コロナウイルスによる労働災害を除いた件数は、令和4年の140件(※確定値)から33件減少の107件となっています。

(2) 令和6年労働災害発生状況

令和6年2月に確認された休業4日以上労働災害件数は6件でした。令和6年の労働災害件数は合計で9件となり、前年同期と比べて12件減少(-57.1%)となりました。

このうち、60歳以上の高齢労働者による労働災害件数は5件で全体の55.6%を占めています。

2 労働災害事例(括弧内は年齢性別、休業見込期間)※新型コロナウイルス感染症事例は除く

【建設業】

- ・作業現場内で歩行中、足を滑らせて転倒し、右足首を骨折したものの。(40代男性、2か月)
- ・4トントラックの荷台上から薪を下ろしていた際に、足を滑らせて荷台から墜落し、腰椎を骨折したものの。(40代男性、1か月)

【通信業】

- ・配達業務中、住宅街の交差点をバイクで右折しようとしたところ、右側から進行してきた乗用車と衝突し、右肩を打撲したものの。(30代男性、9日)

【宿泊業】

- ・客室の清掃作業中、窓枠に乗って窓ガラスを拭いていたところ、バランスを崩して墜落し、右大腿骨を骨折したものの。(70代女性、2か月)

【道路旅客運送業】

- ・同僚の営業車が積雪によりスタックしていたため、手伝いに行こうとしたところ、足が滑って転倒し、左手首を骨折したものの。(30代男性、3週間)

3 稚内署からのお知らせ

○北海道冬季ゼロ災運動(12月1日～3月31日)

宗谷地方でも雪解けが進み、アイスバーンのような路面が多く見られます。歩行時に注意するのはもちろんのこと、特に自動車運転時にはスピードを出し過ぎず車間距離を取って、安全運転に努めてください。

○化学物質の法改正がすべて施行されます(令和6年4月1日～)

令和5年4月1日から一部施行されていた化学物質の法改正がすべて施行され、化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任等が必要となります。化学物質を取扱う事業場においては、SDS(安全データシート)を入手してリスクアセスメントを実施し、必要なばく露防止・保護措置を講じてください。詳細は「ケミサポ」(<https://cheminfo.johas.go.jp/>)に掲載されています。

○足場のルールが改正されます(令和6年4月1日～)

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

○建設業、自動車運転者、医師に時間外労働の上限規制が適用されます(令和6年4月1日～)

上記業種・職種については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、令和6年4月1日から適用されます。詳しくは、適用猶予業種の時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススム」(<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>)にQ&A等掲載されていますのでご確認ください。

○2024陸運業ゼロ災チャレンジ北海道

北海道労働局と陸上貨物運動事業労働災害防止協会北海道支部は、陸運業における死傷災害を減少させるため、「陸運業ゼロ災チャレンジ北海道」(以下「本運動」という。)を展開します。実施期間(令和6年2月1日～7月31日)の間で3か月以上の無災害を達成した事業場は、陸災防北海道支部長名の達成賞、全期間無災害だった場合は、北海道労働局長名の達成賞が交付されます。申込受付は陸災防北海道支部となっています。

先月の労働者死傷病報告書(休業4日以上)の受付状況

製造業	1件
建設業	2件
道路貨物運送業	0件
林業	0件
その他の事業	4件
計	7件

(卸売業1、宿泊業1、道路旅客運送業1、通信業1)



はたらきかたススム



ケミサポ

※労働災害の発生月と労働者死傷病報告書の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例であり、災害件数と事例数は異なる場合があります。

「Safeコンソーシアム」の加盟企業名を稚内署に掲示しています！

Safeコンソーシアムに加盟の企業名を稚内署内に掲示していますので、加盟後は、稚内労働基準監督署までご連絡ください。(0162-73-0777)